

◆ 東京大学学部通則第15条第2項に対する例外として、東京大学教育運営委員会が全学部共通授業科目を開設する際の取り扱いに係る暫定方針

平成 26.	11.	18
教育運営委員会		
改正	平成 27.	6. 23
平成 28. 4. 19		
平成 30. 11. 20		
令和 2. 11. 24		
令和 4. 12. 20		

- 1 本方針は、東京大学学部通則（以下、「学部通則」という。）第15条第2項の例外として、東京大学教育運営委員会（以下、「委員会」という。）が全学部共通授業科目を開設するための手続きを定めるものである。
- 2 委員会は、別に定めるところにより委員会が認める組織の提案に基づき、全学部共通授業科目を開設することができる。
- 3 前項に定める提案には、当該授業科目のシラバス案（授業科目名、単位数、授業内容、成績評価方法等）、担当予定教員名（開講時の所属等を含む。）及びそれを運営する予定の組織を明記する。
- 4 委員会は、前項の提案に関し審議を行い、それが全学的な教育に資する授業科目で、学部後期課程の教育課程に置くことが適切であり、かつ一又は複数の学部がそれを開設することができない又は開設することが適切ではないと認める場合には、当該授業科目を開設することができる。委員会は、必要と認める場合には、当該授業科目を運営する組織を含め、提案内容を変更することができる。
- 5 委員会において当該授業科目に係る審議を行う場合は、委員会規則第2条第5号の「教育課程の編成に関する事項」に関し、委員会を教授会とみなす。
- 6 委員会が開設する全学部共通授業科目並びにその単位数及び委員会が当該授業科目を運営することを認めた組織は、別に定める。
- 7 以上の他、委員会が開設する全学部共通授業科目に係る履修手続きは、学生の所属する学部の定めるところによる。学部通則第15条第4項は、委員会が開設する全学部共通授業科目にこれを準用する。
- 8 本方針は、令和6年度までの時限的な措置とし、本方針にもとづき開設された授業科目の実績を踏まえ、所要の見直しを行う。

附 則

本方針第2項の委員会が認める組織については、令和6年度末までに検討し、決定する。ただし当該決定がなされるまでの間は、特例として、グローバルリーダー育成プログラム推進室を当該組織として認める。

附 則

この取り扱いは、令和5年4月1日から施行する。